文京区バリアフリー基本構想、重点整備地区別計画、都心地域、したまち隣接地域

平成２９年、３月、文京区

目次

第１章、重点整備地区別計画について

１の１、策定の経緯

１の２、重点整備地区別計画の目的と位置づけ

１の３、重点整備地区別計画の策定体制及び策定の流れ

第２章、重点整備地区別の特定事業

２の１、都心地域におけるバリアフリー化に向けた基本方針

２の２、したまち隣接地域におけるバリアフリー化に向けた基本方針

２の３、公共交通特定事業

２の４、道路特定事業

２の５、建築物特定事業

２の６、都市公園特定事業

２の７、交通安全特定事業

２の８、その他の事業

第３章、特定事業の推進

参考資料

特定事業、目次

１、公共交通特定事業

東京メトロ丸ノ内線、御茶ノ水駅

東京メトロ丸ノ内線・南北線、後楽園駅

東京メトロ千代田線、湯島駅

東京メトロ千代田線、千駄木駅

東京メトロ千代田線、根津駅

都営地下鉄大江戸線、飯田橋駅

都営地下鉄三田線、大江戸線、かすが駅

都営地下鉄三田線、水道橋駅

都営地下鉄大江戸線、本郷三丁目駅

都営バス

文京区コミュニティバス

２、道路特定事業

国道

とどう

区道

３、建築物特定事業

あ、公共施設（窓口）、集会施設

文京シビックセンター・シビックホール

礫川地域活動センター・こうれいしゃあんしん相談センター富坂分室

湯島地域活動センター・総合体育館

不忍通りふれあい館（根津地域活動センター・根津図書室）

汐見地域センター（汐見地域活動センター・本郷図書館）

駒込地域活動センター

千駄木交流館

根津総合センター（根津交流館・根津児童館）

湯島総合センター（湯島図書館・湯島児童館・文京福祉センター湯島・湯島第二会館）

勤労福祉会館（本郷福祉センター（若駒の里）・本駒込図書館）

い、福祉施設

文京湯島こうれいしゃ在宅サービスセンター・アカデミー湯島

文京向丘こうれいしゃ在宅サービスセンター

文京千駄木こうれいしゃ在宅サービスセンター・こうれいしゃあんしん相談センター駒込・文京千駄木の郷

こうれいしゃあんしん相談センター本富士・龍岡介護老人保健施設

こうれいしゃあんしん相談センター本富士分室

ゆしまの郷

しおみ児童館

本駒込児童館

本駒込南児童館

柳町児童館

子育てひろば汐見

う、保健施設・病院

保健サービスセンター本郷支所

日本医科大学付属病院

東都文京病院

東京大学医学部附属病院

東京医科歯科大学医学部附属病院

順天堂大学医学部附属順天堂医院

え、文化・教養・教育施設

文京区教育センター

東洋学園大学（本郷キャンパス）

史跡湯島聖堂

日本サッカーミュージアム

森鷗外記念館

東京ドーム

お、商業施設

ラクーア

か、宿泊施設

東京グリーンホテル後楽園

東京ドームホテル

お茶の水セントヒルズホテル

４、都市公園特定事業

小石川後楽園

５、交通安全特定事業

全域

６、その他の事業

中央大学（後楽園キャンパス）

後楽公園

須藤公園

公衆便所

御茶の水橋際公衆便所

船河原橋際公衆便所

後楽橋際公衆便所

第１章、重点整備地区別計画について

１の１、策定の経緯

本区では、法や条例に基づき、行政や事業者がそれぞれの道路や施設のバリアフリー整備を進めていますが、事業主体が異なる施設間でのバリアフリーの一体性・連続性が図られていない側面が課題となっています。また、交通政策基本法、障害者差別解消法等の施行や、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京２０２０大会」）の開催を契機として、より充実したバリアフリーの推進の必要性が高まっています。

これらの状況を踏まえ、行政・区民・事業者等が一体となり、平成２８年３月に「文京区バリアフリー基本構想」を策定しました。

今後、「点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう」の目標のもと、おおむね１０年後の平成３７年度を目標年次として取組を推進します。また、「文京区基本構想」並びにバリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の目標年次である平成３２年度には、中間評価を実施することとしています。

文京区バリアフリー基本構想では、区全体に共通するバリアフリー課題を検討しつつ、地域特性を踏まえた構想とするため、文京区都市マスタープランに示す５地区、都心地域、したまち隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部それぞれをバリアフリー法に基づく重点整備地区に設定し、移動等円滑化に向けた配慮事項や、重点整備地区別の基本方針を設定しました。

バリアフリー化を着実に進めるため、平成２８年度には都心地域及びしたまち隣接地域の、平成２９年度には山の手地域（東部、中央、西部）の重点整備地区別計画を策定することとしました。

以下、図、重点整備地区区分図と各地区の面積、を掲載。

１の２、重点整備地区別計画の目的と位置づけ

重点整備地区別計画、以下、地区別計画、とは、バリアフリー化のために今後実施する事業、特定事業、を重点整備地区別に取りまとめたものです。

以下、図、文京区バリアフリー基本構想、地区別計画の位置づけ、を掲載。

特定事業とは、生活関連施設・生活関連経路、特定車両等のバリアフリー化を具体化するためのもので、バリアフリー法に基づき公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、都市公園特定事業などがあります。特定事業を定めた施設設置管理者には、特定事業計画の作成と、これに基づく事業の実施義務が課せられます。

バリアフリー基本構想で定めた移動等円滑化に関する事項やバリアフリーに関するアンケート調査結果、まち歩きワークショップから抽出した課題や区民意見、移動等円滑化基準への適合状況を踏まえ、施設の実状にあわせて各事業者が実施可能な事業を特定事業として設定しました。

特定事業等は、原則として基本構想の目標年次である平成３７年度までに実現が可能なものを設定していますが、事業実施にあたり検討を要するものや長期的な課題として明示すべき内容もあわせて整理しています。事業の実施時期は、以下のとおりに設定しました。

特定事業等の実施時期の考えかた

短期、平成２８年度から平成３２年度に実施する事業

中期、平成３３年度から平成３７年度に実施する事業

長期、平成３８年度以降に実施する事業

１の３、重点整備地区別計画の策定体制及び策定の流れ

地区別計画は、バリアフリー基本構想の内容を踏まえ、原則として特定事業を設定する関係事業者との調整により策定するものですが、策定にあたっては、「文京区バリアフリー基本構想策定協議会」での検討に引き続き、学識経験者・障害者・こうれいしゃ・その他区民・施設管理者・事業者・関係行政機関等で組織する「文京区バリアフリー基本構想推進協議会」を設置し、庁内関係者で組織する「推進委員会」と連携した検討を行いました。

また、区民等の参加により地区別のまち歩きワークショップを行い、より具体的な課題を踏まえた特定事業が設定されるよう調整を図りました。

本計画に基づき事業を推進し、重点整備地区におけるバリアフリー化の実現を図ります。

以下、図、地区別計画策定の流れ、を掲載。

第２章、重点整備地区別の特定事業

２の１、都心地域におけるバリアフリー化に向けた基本方針

都心地域における基本方針と生活関連施設・生活関連経路を以下に示します。

都心地域における基本方針

あ、東京２０２０大会に伴い、来訪者が増加することを想定し、周辺のバリアフリー化を目指します。

東京メトロ後楽園駅、都営かすが駅及び主要施設における乗換や施設間の経路案内の更なる充実

駅を中心とした周辺歩行空間の連続的なバリアフリー化の推進

連続的な歩行空間整備に伴うわかりやすいバリアフリールートの確立

い、駅周辺における利便性・安全性の高いバリアフリー化を目指します。

駅周辺や主要施設における区外隣接駅、（水道橋駅や御茶ノ水駅等）との乗換も含めた経路案内の充実

こうれいしゃ利用が多いことを踏まえた御茶ノ水駅の上下移動の更なる円滑化の推進

う、安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

千川通りにおけるバリアフリー化の積極的な推進

生活関連経路の主要な交差点等における視覚障害者の安全な横断環境整備の推進

坂道における休憩場所の設置などの推進

え、自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリーを目指します。

自転車走行空間の整備とあわせ、自転車の車道通行を促すなど自転車利用ルール

の徹底

坂道での車いす使用者等への手助けなどの心のバリアフリーの推進

以下、都心地域の生活関連施設・生活関連経路の図を掲載。

２の２、したまち隣接地域におけるバリアフリー化に向けた基本方針

したまち隣接地域における基本方針及び生活関連施設・生活関連経路を以下に示します。

したまち隣接地域における基本方針

あ、地区の骨格となる幹線道路網のバリアフリー化を目指します。

不忍通り、言問通りなどのバリアフリー化の積極的な推進

い、利用者の多い施設周辺の一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。

病院や大学、根津・千駄木周辺における安全な歩行空間の確保

区外からの利用者を想定した駅のバリアフリー情報や主要施設へのルート、施設出入口周辺における案内の充実

う、生活道路における歩行空間のバリアフリー化を目指します。

歩行者や車いす使用者の通行を妨げる障害物の撤去、移設

コミュニティ道路整備による安全な歩行空間確保の推進

坂道における休憩場所の設置などの推進

え、生活者と来訪者相互の心のバリアフリーを目指します。

歩行空間への駐輪・駐車対策の強化

沿道店舗等によるもてなし・サポートや、狭い道でのゆずりあいなどの心のバリアフリーの推進

お、自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリーを目指します。

自転車走行空間の整備とあわせ、自転車の車道通行を促すなど自転車利用ルールの徹底

以下、したまち隣接地域の生活関連施設・生活関連経路の図を掲載。

２の３、公共交通特定事業

あ、東京メトロ丸ノ内線、御茶ノ水駅、都心地域

１、施設の概要

施設名、東京メトロ丸ノ内線、御茶ノ水駅

事業主体、東京地下鉄株式会社

所在地、湯島１の５の８

建築年、昭和２９年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成１５年に駅改装工事が完了し、エレベーターによるバリアフリールート１ルート確保、ホームドア、多機能トイレの整備が完了している。

なお、エレベーターの改良及び増設、エスカレーターの設置にあたっては、利用状況や用地買収を含めた長期的な検討が必要である。

３、事業内容・実施時期

項目１、通路

視覚障害者誘導用ブロックの適切な維持管理、必要箇所、随時実施

視覚障害者誘導用ブロックの敷設位置改善、必要箇所、長期に実施

項目２、上下移動

エスカレーターの設置、２箇所、長期に実施

エレベーターの大型化または増設、２箇所、長期に実施

項目３、ホーム

ホームドアへの点字表示方法の改善、必要箇所、実施時期は必要に応じ検討

ベンチの増設、必要箇所、長期に実施

項目４、券売機等

点字運賃表への視覚障害者誘導用ブロックの敷設、２箇所、短期に実施

車いす使用者でも使いやすい券売機・精算機への改善、必要箇所、長期に実施

項目５、トイレ

多機能トイレへの荷物台や低い位置への荷物掛けの設置、１箇所、長期に実施

項目６、案内設備

わかりやすい案内表示への改善、（出入口・エレベーター・幅広改札）、必要箇所、随時実施

音声案内の設置、必要箇所、長期に実施

低い位置への非常口案内の増設、必要箇所、長期に実施

手すりへの案内表示の改善、（点字、墨字）、必要箇所、長期に実施

項目７、心のバリアフリー

駅や車両利用のマナー・ルール等について利用者への啓発、継続的に実施

い、東京メトロ丸ノ内線・南北線、後楽園駅、都心地域

１、施設の概要

施設名、東京メトロ丸ノ内線・南北線、後楽園駅

事業主体、東京地下鉄株式会社

所在地、かすが１の２の３

建築年、昭和２９年（丸ノ内線）、平成８年（南北線）

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

丸ノ内線に関しては平成６年に駅改装工事が完了し、エレベーター１ルート確保、ホームドア、多機能トイレについても整備が完了している。

南北線に関しては、エレベーター１ルート整備及び多機能トイレについては整備が完了している。

３、事業内容・実施時期

項目１、視覚障害者誘導用ブロックの更新、必要箇所、長期に実施

項目２、券売機等

車いす使用者でも使いやすい券売機・精算機への改善、必要箇所、長期に実施

項目３、案内設備

わかりやすい案内表示への改善、（バリアフリー経路・設備・トイレ等）、必要箇所、随時実施

乗換のバリアフリー経路に関する案内表示の設置、必要箇所、短期に実施

項目４、人的対応

無人改札口の問合せ対応強化、（触知案内図整備等）、必要箇所、短期に実施

項目５、車両

じゅぶんな広さの車いすスペースを確保した車両への代替、長期に実施

う、東京メトロ千代田線、湯島駅、都心地域

１、施設の概要

施設名、東京メトロ千代田線、湯島駅

事業主体、東京地下鉄株式会社

所在地、湯島３の４７の１０

建築年、昭和４４年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成２年に駅改装工事が完了し、エレベーター１ルート整備及び多機能トイレについても整備が完了している。

今後は、平成３０年度から平成３２年度にかけてホームドアを設置していく。なお、エレベーターの増設等、複数ルート確保にあたっては、用地買収を含めた長期的な検討が必要である。

３、事業内容・実施時期

項目１、ホーム

ホームドアの設置、２箇所、短期に実施

項目２、上下移動

エレベーターの増設、１箇所、長期に実施

え、東京メトロ千代田線、千駄木駅、したまち隣接地域

１、施設の概要

施設名、東京メトロ千代田線、千駄木駅

事業主体、東京地下鉄株式会社

所在地、千駄木３の３６の７

建築年、昭和４４年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成27年に駅改装工事が完了し、エレベーター１ルート整備及び多機能トイレについても整備が完了している。

今後は、平成３０年度から平成３２年度にかけてホームドアを設置していく。なお、エレベーターの増設等、複数ルート確保にあたっては、用地買収を含めた長期的な検討が必要である。

３、事業内容・実施時期

項目１、ホーム

ホームドアの設置、２箇所、短期に実施

項目２、上下移動

エレベーターの増設、１箇所、長期に実施

お、東京メトロ千代田線、根津駅、したまち隣接地域

１、施設の概要

施設名、東京メトロ千代田線、根津駅

事業主体、東京地下鉄株式会社

所在地、根津１の３の５

建築年、昭和４４年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成２１年に駅改装工事が完了し、エレベーター１ルート整備及び多機能トイレについても整備が完了している。

今後は、平成３０年度から平成３２年度にかけてホームドアを設置していく。なお、エレベーターの増設等、複数ルート確保にあたっては、用地買収を含めた長期的な検討が必要である。

３、事業内容・実施時期

項目１、ホーム

ホームドアの設置、２箇所、短期に実施

項目２、上下移動

エレベーターの増設、１箇所、長期に実施

か、都営地下鉄大江戸線、飯田橋駅、都心地域

１、施設の概要

施設名、都営地下鉄大江戸線、飯田橋駅

事業主体、東京都、交通局

所在地、後楽１の９の５

建築年、平成１２年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

当駅は、開業時からバリアフリールート、（１ルート）やだれでもトイレを整備しており、平成２５年にはホームドアを整備し、基本的なバリアフリー化が完了している。今後も引き続き、バリアフリー設備の適切な維持・更新に努めるとともに案内の更なる充実を図るなど、誰もが利用しやすい公共交通機関を目指していく。

３、事業内容・実施時期

項目１、トイレ

トイレの洋式化、ベビーチェアの増設、２箇所、実施に向け検討

項目２、案内設備

C2出入口の音声案内設置、１箇所、実施時期は必要に応じ検討

エスカレーターの設置状況のわかりやすい表示、必要箇所、実施時期は必要に応じ検討

き、都営地下鉄三田線・大江戸線、かすが駅、都心地域

１、施設の概要施設名、都営地下鉄三田線・大江戸線、かすが駅

事業主体、東京都、交通局

所在地、かすが、１の１６の１７

建築年、昭和４７年、平成１２年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

三田線は、平成１２年にだれでもトイレとホームドアを整備し、同２６年にバリアフリールート、（１ルート）を整備した。大江戸線は、開業時からバリアフリールート、（１ルート）やだれでもトイレを整備し、平成２５年にホームドアを整備するなど、２線とも基本的なバリアフリー化が完了している。今後も引き続き、バリアフリー設備の適切な維持・更新に努めるとともに案内の更なる充実を図るなど、誰もが利用しやすい公共交通機関を目指していく。

３、事業内容・実施時期

項目１、上下移動

エレベーターの増設、（三田線目黒方面ホーム、地上間）、１箇所、実施に向け検討

項目２、トイレ

(三田線)、出入口の段差解消、（スロープ化）、トイレの洋式化、簡易型多機能便房の設置、ベビーチェアの増設など、１箇所、実施に向け検討

(大江戸線)、トイレの洋式化、ベビーチェアの増設、１箇所、実施に向け検討

項目３、案内設備

バリアフリールートや乗換経路等のわかりやすい案内表示、必要箇所、必要に応じ検討

く、都営地下鉄三田線、水道橋駅、都心地域

１、施設の概要

施設名、都営地下鉄三田線、水道橋駅

事業主体、東京都、交通局

所在地、後楽１の３の４２

建築年、昭和４７年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

当駅は、平成８年にだれでもトイレ、同１２年にホームドア、同１８年にバリアフリールート、（１ルート）を整備するなど、段階的に整備を進め、基本的なバリアフリー化が完了している。今後も引き続き、バリアフリー設備の適切な維持・更新に努めるとともに案内の更なる充実を図るなど、誰もが利用しやすい公共交通機関を目指していく。

３、事業内容・実施時期

項目１、出入口・通路

視覚障害者誘導用ブロックの配置見直し・補修、必要箇所、必要に応じ実施

項目２、トイレ、出入口の段差解消（スロープ化）、トイレの洋式化、簡易型多機能便房の設置、ベビーチェアの増設など、１箇所、実施に向け検討

け、都営地下鉄大江戸線、本郷三丁目駅、都心地域

１、施設の概要

施設名、都営地下鉄大江戸線、本郷三丁目駅

事業主体、東京都、交通局

所在地、本郷２の４０の８

建築年、平成１２年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

当駅は、開業時からバリアフリールート、（１ルート）やだれでもトイレを整備しており、平成２５年にはホームドアを整備し、基本的なバリアフリー化が完了している。今後も引き続き、バリアフリー設備の適切な維持・更新に努めるとともに案内の更なる充実を図るなど、誰もが利用しやすい公共交通機関を目指していく。

３、事業内容・実施時期

項目１、トイレ

トイレの洋式化、ベビーチェアの増設、１箇所、実施に向け検討

こ、都営バス、都心地域、したまち隣接地域共通

１、概要

事業対象、都営バス

事業主体、東京都、交通局

２、現状と移動等円滑化の今後の方針

都営バスでは、全車をノンステップ化するなど、積極的にバリアフリー化を推進している。今後も、停留所や車両の利便性・快適性を向上させるとともに、路線や運行の情報をよりわかりやすく提供することで、誰もが利用しやすい公共交通機関を目指す。

３、事業内容・実施時期

項目１、車両

より利用しやすい車両への代替、順次

項目２、バス乗降場・停留所

バス停への上屋の設置推進、可能箇所、順次

項目３、案内設備

バス接近表示装置の設置推進、可能箇所、順次

バス停留所の案内の充実、可能箇所、順次

バス停への正着やニーリングの徹底、継続

項目４、人的対応・心のバリアフリー

多様な利用者への適切な対応について乗務員教育の実施、継続的に実施

車内ステッカーなどによる利用者への啓発、継続的に実施

かすが駅前（文京シビックセンター前）停留所利用者に対し、通行者への配慮啓発、１箇所、随時実施

さ、文京区コミュニティバス、都心地域・したまち隣接地域共通

１、施設の概要

施設名、文京区コミュニティバス

事業主体、日立自動車交通株式会社

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

文京区コミュニティバス、びーぐるは、平成１９年に運行を開始し、全ての車両が小型ノンステップバスとしてバリアフリー化されている。小型車両であること、狭い道路を通行することから利用上の課題があるが、可能な個所から対策を実施していく。

３、事業内容・実施時期

項目１、バス乗降場・停留所

上屋付き停留所の整備、必要箇所、順次実施

項目２、人的対応・心のバリアフリー

バス利用のマナー・ルール等の利用者への啓発、継続的に実施

２の４、道路特定事業

国道

あ、国道共通、都心地域心、したまち隣接地域共通

項目１、維持管理

バリアフリーに配慮した維持管理、（舗装等のがたつき、段差、陥没等の補修）、継続的に実施

項目２、人的対応・心のバリアフリー

自転車利用者に対して通行部分等を示すなど、自転車通行ルール・マナーの啓発の推進、継続的に実施

い、道路の１の１、都心地域・したまち隣接地域共通

１、経路の概要

経路名、国道１７号、（本郷通り）

事業主体、国土交通省、関東地方整備局、東京国道事務所

事業区間、湯島１の１から本駒込６の６

道路延長、４５８０メートル、（区内）

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

おおむねバリアフリー整備済であるが、一部で視覚障害者誘導用ブロックの破損が認められる。また、横断歩道との接続部などにおいて、一部で勾配の改善が必要な箇所がある。当面は部分的な改善や補修など実施可能な対応を通じて、移動しやすさの向上を図る。

なお、歩道の勾配の改善にあたっては、沿道の建物管理者との調整が必要となる。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

横断歩道接続部等での歩道の勾配改善、１箇所、短期に実施

中央分離帯への視覚障害者誘導用ブロックの敷設、1箇所、短期に実施

項目２、整備、安全対策

自転車走行空間の整備、必要箇所、実施に向け検討

項目３、維持管理

視覚障害者誘導用ブロックの補修・維持管理、必要箇所、随時実施

う、道路の１の２、都心地域

１、経路の概要

経路名、国道２５４号、（かすが通り）

事業主体、国土交通省、関東地方整備局、東京国道事務所

事業区間、本郷３の３４から大塚４の５３

道路延長、３７６０メートル、（区内）

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

おおむねバリアフリー整備済であるが、一部で視覚障害者誘導用ブロックの破損が認められる。当面は部分的な改善や補修など実施可能な対応を通じて、移動しやすさの向上を図る。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

中央分離帯への視覚障害者誘導用ブロックの敷設、１箇所、短期に実施

項目２、整備、安全対策

自転車走行空間の整備、必要箇所、実施に向け検討

項目３、かすが駅前（文京シビックセンター前）停留所

付近の安全対策、通行者への配慮啓発、（交通事業者と連携）、１箇所、随時実施

項目４、維持管理

視覚障害者誘導用ブロックの補修・維持管理、必要箇所、随時実施

工事中の安全対策・バリアフリー環境確保への指導、必要箇所、随時実施

とどう

あ、とどう共通、都心地域、したまち隣接地域共通

項目１、維持管理

バリアフリーに配慮した維持管理、（舗装等のがたつき、段差、陥没等の補修）、継続的に実施

項目２、人的対応・心のバリアフリー

自転車利用者に対して通行部分等を示すなど、自転車通行通行ルール・マナーの啓発（区・交通管理者と連携）、継続的に実施

歩道上の看板放置への指導の実施（区・交通管理者と連携）、継続的に実施

放置自転車への警告札の貼付による利用マナーの啓発（区・交通管理者と連携）、継続的に実施

い、道路の１の３、都心地域

１、経路の概要

経路名、とどう８号、（目白通り）

事業主体、東京都、建設局、第六建設事務所

事業区間、関口１の１７から目白台２の１０

道路延長、３４３２メートル、（区内）

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

「東京とどう路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置、必要箇所、中期に実施

う、道路の１の５、都心地域

１、経路の概要経路名、とどう３０１号、（白山通り）

事業主体、東京都、建設局、第六建設事務所

事業区間、白山５の１７、白山１の３７

道路延長、３２６２メートル、（区内）

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

「東京とどう路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

移動等円滑化基準に適合した道路の整備、（交差点部の勾配の緩和、視覚障害者誘導用ブロックの敷設等）、必要箇所、諸工事にあわせて対応

項目２、整備、安全対策

自転車走行空間の整備、必要箇所、短期に実施

え、道路の１の６、したまち隣接地域

１、経路の概要

経路名、とどう３１９号、（言問通り）

事業主体、東京都、建設局、第六建設事務所

事業区間、根津２の１４から弥生１の１

道路延長、８０４メートル、（区内）

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

「東京都、道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置、必要箇所、長期に実施

歩車道の段差解消、必要箇所、短期に実施

項目２、整備、安全対策

自転車走行空間の整備、必要箇所、諸工事にあわせて対応

お、道路の１の８、都心地域

１、経路の概要

経路名、とどう４０５号、（外堀通り）

事業主体、東京都、建設局、第六建設事務所

事業区間、湯島１の４から後楽２の１

道路延長、２１４１メートル、（区内）

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

「東京都、道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置、必要箇所、短期に実施

か、道路の１の１１、都心地域

１、経路の概要

経路名、とどう４３６号、（千川通り）

事業主体、東京都、建設局、第六建設事務所

事業区間、小石川２の１から千石３の４

道路延長、２５３９メートル、（区内）

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

「東京都、道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置、必要箇所、中期に実施

き、道路の１の１２、都心地域

１、経路の概要

経路名、とどう４３７号、（不忍通り）

事業主体、東京都、建設局、第六建設事務所

事業区間、湯島３の９から目白台１の１３

道路延長、７６７３メートル、（区内）

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

「東京都、道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

拡幅にあわせたバリアフリー整備、継続的に実施

く、道路の１の１３、都心地域・したまち隣接地域

１、経路の概要

経路名、とどう４５２号、（大観音通り・昌平橋通り）

事業主体、東京都、建設局、第六建設事務所

事業区間、湯島３の１６から湯島３の４５、千駄木２の３５から本駒込１の２

道路延長、１４９１メートル、（区内）

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

「東京都、道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置、必要箇所、中期、長期に実施

け、道路の１の１４、都心地域・したまち隣接地域共通

１、経路の概要

経路名、とどう４５３号、（かすが通り）

事業主体、東京都、建設局、第六建設事務所

事業区間、本郷４の１から湯島３の４０

道路延長、１０４８メートル、（区内）

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

「東京都、道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置、必要箇所、中期、長期に実施

拡幅にあわせたバリアフリー整備、長期に実施

こ、道路の１の１５、したまち隣接地域

１、経路の概要

経路名、とどう４５５号、（本郷通り）

事業主体、東京都、建設局、第六建設事務所

事業区間、向丘１の１から本駒込６の２４

道路延長、２３３１メートル、（区内）

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

「東京都、道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置、必要箇所、中期に実施

区道

あ、区道共通、都心地域・したまち隣接地域共通

事業内容・実施時期

項目１、維持管理

バリアフリーに配慮した維持管理、（舗装等のがたつき、段差、陥没等の補修）、継続的に実施

項目２、人的対応・心のバリアフリー

視覚障害者誘導用ブロックへの放置自転車や看板等の不法占用物への指導、継続的に実施

自転車利用者に対して通行部分等を示すなど、自転車通行ルール・マナーの啓発、継続的に実施

い、道路の１の２０、都心地域

１、経路の概要

経路名、区道８３６号

事業主体、文京区

事業区間、本郷７の１から本郷２の１

道路延長、５６０メートル

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成１８、１９年度に車道や巻込み部などの整備をした路線であり、交差点部等は視覚障害者誘導用ブロックの敷設をおこなっている。バリアフリー課題の根本的な改善には大規模改修の際に行うことになるため、当面は視覚障害者誘導用ブロックの追加設置や、舗装等のがたつきおよび段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。

事業の実施に際しては、国道・とどうと接道しているため、協議が必要となる。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置、１１２０メートル、短期、中期に実施

う、道路の１の２１、したまち隣接地域

１、経路の概要

経路名、区道８７０号

事業主体、文京区

事業区間、根津１の２７から向丘２の１７

道路延長、５１０メートル

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成２０年度に交差点部の部分的な整備をした路線であり、交差点部等は視覚障害者誘導用ブロックの敷設をおこなっている。車両乗り入れ部などの一部で横断勾配がきつい箇所があるが、今後、大規模改修にあわせ、歩行者の移動円滑化に向けた幅員構成の見直しや段差及び勾配の解消といったバリアフリー化を進めていく。

事業の実施に際しては、とどうと接道しているため、協議が必要となる。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

道路整備事業等にあわせた歩道のバリアフリー化（段差や勾配の改善、幅員構成の見直し、視覚障害者誘導用ブロックの設置）の推進、必要箇所、短期、中期に実施

項目２、案内設備

多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置、２箇所、短期に実施

え、道路の１の２３、都心地域

１、経路の概要

経路名、区道８８９号

事業主体、文京区

事業区間、音羽１の１から後楽２の１９

道路延長、１５７０メートル

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

交差点部等での視覚障害者誘導用ブロックの敷設をおこなっているが、横断勾配がきつい箇所や幅員の狭い箇所がある。今後、可能な範囲で大規模改修にあわせ、歩行者の移動円滑化に向けた幅員構成の見直しや段差及び勾配の解消といったバリアフリー化を進めていく。事業の実施に際しては、とどうと接道しているため、協議が必要となる。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

道路整備事業等にあわせた歩道のバリアフリー化（段差や勾配の改善、幅員構成の見直し、視覚障害者誘導用ブロックの設置）の推進、必要箇所、短期、中期に実施

項目２、案内設備

多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置、３箇所、短期に実施

お、道路の１の２４、都心地域

１、経路の概要

経路名、区道８９０号

事業主体、文京区

事業区間、かすが１の１から本郷２の１４

道路延長、５８０メートル

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成１３、１７年度に車道や巻込み部などの整備をした路線であり、交差点部等は視覚障害者誘導用ブロックの敷設をおこなっている。また、主要な箇所にわかりやすい案内表示の設置をおこなっている。当面は視覚障害者誘導用ブロックの追加設置や、舗装等のがたつきおよび段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。

事業の実施に際しては、国道・とどうと接道しているため、協議が必要となる。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置、１１６０メートル、短期に実施

か、道路の１の２５、都心地域

１、経路の概要

経路名、区道８９２号

事業主体、文京区

事業区間、本郷７の３から小石川１の９

道路延長、７７０メートル

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成１０、１１、１４、１６年度に再整備をした路線であり、交差点部等での視覚障害者誘導用ブロックの敷設や、特殊えんせきによる横断勾配の確保が完了している。当面は視覚障害者誘導用ブロックの追加設置や、舗装等のがたつきおよび段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。

事業の実施に際しては、国道・とどうと接道しているため、協議が必要となる。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置、１５４０メートル、短期、中期に実施

項目２、案内設備

多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置、１箇所、短期に実施

き、道路の１の２８、都心地域

１、経路の概要

経路名、区道９００号、（蔵前橋通り）

事業主体、文京区

事業区間、本郷３の４から湯島１の１３

道路延長、３９０メートル

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成９、１３、１４年度に整備をした路線であり、交差点部等での視覚障害者誘導用ブロックの敷設が完了している。当面は視覚障害者誘導用ブロックの追加設置や、舗装等のがたつきおよび段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。

事業の実施に際しては、千代田区道に接続している路線なので協議が必要となる。また、国道と接道しているため、協議が必要となる。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置、７８０メートル、短期に実施

く、道路の１の２９、したまち隣接地域

１、経路の概要

経路名、区道９８２号

事業主体、文京区

事業区間、本駒込３の１８から本駒込５の１

道路延長、５８０メートル

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成３から５年度に整備をした路線であり、交差点部等は視覚障害者誘導用ブロックの敷設をおこなっているが、交差点部など一部で勾配の改善が必要な箇所がある。今後、大規模改修にあわせ、自転車走行空間も踏まえた、歩行者の移動円滑化に向けた幅員構成の再検討や段差及び勾配の解消といったバリアフリー化を進めていく。事業の実施に際しては、とどうと接道しているため、協議が必要となる。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

道路整備事業等にあわせた歩道のバリアフリー化（段差や勾配の改善、幅員構成の見直し、視覚障害者誘導用ブロックの設置）の推進、必要箇所、短期に実施

項目２、案内設備

多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置、1箇所、短期に実施

け、道路の１の３１、都心地域

１、経路の概要

経路名、区道千文３号、（お茶の水橋）

事業主体、千代田区（文京区）

事業区間、湯島１の５から神田駿河台２の３、（千代田区）

道路延長、８０メートル

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

千代田区管理橋であり、現在、補修補強工事に向けて実施設計中で、平成２９年度から平成３１年度に工事予定である。補修補強工事と合わせて、幅員の変更や視覚障害者誘導用ブロックの設置を行う。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

お茶の水橋の補修補強工事とあわせた駅側の歩道幅員の拡幅、８０メートル、短期に実施

こ、道路の２の心の１、都心地域

１、経路の概要

経路名、区道８３４号

事業主体、文京区

事業区間、湯島３の１３から本郷１の２７

道路延長、１０８０メートル

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

部分的に整備の完了した路線であり、交差点部等は視覚障害者誘導用ブロックの敷設をおこなっているが、未整備箇所において交差点部など勾配の改善が必要な箇所がある。今後、大規模改修にあわせ、歩行者の移動円滑化に向けた幅員構成の再検討や段差及び勾配の解消といったバリアフリー化を進めていく。事業の実施に際しては、国道・とどうと接道しているため、協議が必要となる。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

道路整備事業等にあわせた歩道のバリアフリー化（段差や勾配の改善、幅員構成の見直し、視覚障害者誘導用ブロックの設置）の推進、必要箇所、短期、中期に実施

さ、道路の２の心の２、都心地域

１、経路の概要

経路名、区道８３７号

事業主体、文京区

事業区間、湯島２の３１から本郷３の１

道路延長、６１０メートル

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成１４、１５、１７年度に整備をした路線であり、交差点部での視覚障害者誘導用ブロックの敷設や、道路構造のセミフラット化や特殊えんせきの使用による勾配の確保が完了している。また、主要な箇所にわかりやすい案内表示の設置をおこなっている。根本的な改善は大規模改修の際に行うことになるため、当面は視覚障害者誘導用ブロックの追加設置や、舗装等のがたつきおよび段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。

事業の実施に際しては、国道・とどうと接道しているため、協議が必要となる。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

道路改修にあわせた幅員構成及び舗装材料の再検討、必要箇所、長期に実施

し、道路の２の心の３、都心地域

１、経路の概要

経路名、区道８３８号

事業主体、文京区

事業区間、湯島３の３０から湯島１の５

道路延長、６９０メートル

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成１８、２０、２３年度に整備をした路線であり、交差点部での視覚障害者誘導用ブロックの敷設や、道路構造のセミフラット化や特殊えんせきの使用による勾配の確保が路線の大部分で完了している。また、主要な箇所にわかりやすい案内表示の設置をおこなっている。根本的な改善は大規模改修の際に行うことになるため、当面は視覚障害者誘導用ブロックの追加設置や、舗装等のがたつきおよび段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。

事業の実施に際しては、国道、とどうと接道しているため、協議が必要となる。

３、事業内容・実施時期

項目１、安全対策

道路全体の改修に伴うポールの設置位置、構造等の検討、必要箇所、長期に実施

項目２、整備

道路整備事業等にあわせた歩道のバリアフリー化、（段差や勾配の改善、幅員構成の見直し、視覚障害者誘導用ブロックの設置）の推進、必要箇所、長期に実施

す、道路の２の下の１、したまち隣接地域

１、経路の概要

経路名、区道８６９号

事業主体、文京区

事業区間、千駄木５の３８から向丘２の１４

道路延長、６７０メートル

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道のない路線であり、平成１６年度にコミュニティ道路として北側は整備をしている。今後、大規模改修にあわせ、南側もコミュニティ道路として整備を行う。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

道路整備事業等にあわせた幅員構成の再検討、及びコミュニティ道路の整備、４４０メートル、中期に実施

せ、道路の３の心の２、都心地域

１、経路の概要

経路名、区道２００号

事業主体、文京区

事業区間、後楽１の５から後楽ガーデンホテル

道路延長、８０メートル

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

昭和62年度に整備をした路線であり、一部の乗入れ部で勾配の改善の必要がある。根本的な改善は大規模改修の際に行うことになるため、舗装等のがたつきおよび段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

道路整備事業等にあわせた歩道のバリアフリー化、（段差や勾配の改善、幅員構成の見直し、視覚障害者誘導用ブロックの設置）の推進、必要箇所、長期に実施

そ、道路の３の心の１０、都心地域

１、経路の概要

経路名、区道８０８号

事業主体、文京区

事業区間、後楽１の６から後楽１の９

道路延長、３６０メートル

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

路線全体での視覚障害者誘導用ブロックの敷設が完了しているが、一部ジス規格でない視覚障害者誘導用ブロックが使用されている。また、特殊えんせきの使用により横断勾配の確保が完了している。今後は自転車走行空間整備とともにジス規格の視覚障害者誘導用ブロックへの変更を行う。

事業の実施に際しては、とどうと接道しているため、協議が必要となる。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

自転車走行空間の整備、３６０メートル、短期に実施

た、道路の３の心の１２、都心地域

１、経路の概要

経路名、区道８２８号

事業主体、文京区

事業区間、本郷１の２６からザ・ビー水道橋

道路延長、６０メートル

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

歩道のない路線だが、防護柵により、歩行者が通行しづらい箇所がある。根本的な改善は大規模改修の際に行うことになるため、当面は舗装等のがたつきおよび段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

道路整備事業等にあわせた幅員構成の再検討、６０メートル、長期に実施

ち、道路の３の下の２、したまち隣接地域

１、経路の概要

経路名、区道文台３号

事業主体、文京区

事業区間、弥生２の５から弥生美術館

道路延長、１９０メートル

２、経路の現状と移動等円滑化の今後の方針

交差点部での視覚障害者誘導用ブロックの敷設や、道路構造のセミフラット化による横断勾配の確保が完了している。また、歩道の幅員構成が改善できる箇所がある。今後はコミュニティ道路整備にあわせ、歩行者の移動円滑化に向けた幅員構成の再検討といったバリアフリー化を進めていく。

３、事業内容・実施時期

項目１、整備

道路整備事業にあわせた幅員構成の見直し、１９０メートル、短期に実施

２の５、建築物特定事業

公共施設、（窓口）・集会施設

あ、文京シビックセンター・シビックホール、都心地域

１、施設の概要

施設名、文京シビックセンター・シビックホール

事業主体、文京区

所在地、かすが１の１６の２１

建築年、平成６年、１１年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

区民施設、公共機関、区庁舎等で構成された複合施設であり、エレベーターや視覚障害者誘導用ブロック、多機能トイレなど、基本的なバリアフリー化や案内誘導員等による人的対応は行われているが、竣工後は策定された基準や社会情勢の変化等に対応したバリアフリー化の推進が求められている。今後は区民意見を踏まえ、可能な改修を計画的に推進する。

３、事業内容・実施時期

項目１、トイレ

オストメイト、ベビーチェア、ベビーベッドの増設や多目的トイレの自動扉化などトイレのバリアフリー化の推進、必要箇所、短期、中期、長期に実施

項目２、その他設備

シビックホール、シビックチケットへの荷物置場等の設置、１箇所、短期に実施

い、れきせん地域活動センター・こうれいしゃあんしん相談センター富坂分室、都心地域

１、施設の概要

施設名、れきせん地域活動センター・こうれいしゃあんしん相談センター富坂分室

事業主体、文京区

所在地、小石川２の１８の１８

建築年、平成２７年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

れきせん地域活動センター、平成２７年３月に新設された施設であり、バリアフリー化されている。今後も意見等があった場合はソフト・ハード面において検討をおこなっていく。

こうれいしゃあんしん相談センター富坂分室、本施設の主な利用者であるこうれいしゃに配慮した必要なバリアフリー設備は整備している。さらに利用者の利便性を向上するため、対応可能な施設改善を適宜図り、併せて適切な接遇に繋がる職員の意識を醸成していく。

３、事業内容・実施時期

項目１、人的対応・心のバリアフリー

職員によるサポートや案内等の充実、継続的に実施

う、湯島地域活動センター・総合体育館、したまち隣接地域

１、施設の概要

施設名、湯島地域活動センター・総合体育館

事業主体、文京区

所在地、本郷７の１の２

建築年、平成２５年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーターや視覚障害者誘導用ブロック、多機能トイレなど、基本的なバリアフリー化や職員による人的対応は行われている。今後は区民意見を踏まえ、可能な改修や対応を計画的に推進する。

３、事業内容・実施時期

項目１、出入口、敷地内通路

出入口への音声案内の設置、必要箇所、中期に実施

項目２、トイレ

多機能トイレへの荷物置場の設置、必要箇所、短期に実施

項目３、案内設備

大きくわかりやすい案内表示やサインの適切な位置への設置、必要箇所、短期に実施

トイレへの音声案内や触知案内図の設置、必要箇所、中期に実施

項目４、総合体育館出入口

インターホンが押しやすい椅子等の配置の工夫、１箇所、短期に実施

項目５、総合体育館プール

職員によるプール利用者への支援、継続的に実施

え、不忍通りふれあい館、（根津地域活動センター・根津図書室）、したまち隣接地域

１、施設の概要

施設名、不忍通りふれあい館、（根津地域活動センター・根津図書室）

事業主体、文京区

所在地、根津２の２０の７

建築年、平成９年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的なバリアフリー設備は整備されているが、老朽化とともに使い勝手の悪い個所も出てきている。抜本的な改善は大規模改修の時期となるが、当面は実施可能な対応を通じて利便性の改善を図る。

３、事業内容・実施時期

項目１、トイレ

トイレ出入口へのスロープ設置、２箇所、中期に実施

トイレ外部への段差注意喚起の表示、２箇所、短期に実施

項目２、案内設備

受付への筆談具の配置、１箇所、短期に実施

項目３、その他設備

サービスコーナーの改良（通路の幅員確保・車いす使用者が接近しやすい構造）、１箇所、中期に実施

項目４、人的対応・心のバリアフリー

職員による受付からの連続的な誘導の実施、継続的に実施

お、汐見地域センター、（汐見地域活動センター・本郷図書館）、したまち隣接地域

１、施設の概要

施設名、汐見地域センター、（汐見地域活動センター・本郷図書館）

事業主体、文京区

所在地、千駄木３の２の６

建築年、平成１８年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

竣工後１０年の比較的新しい施設であり、基本的にバリアフリー化が行われている。今後は利用者、専門家の意見を参考に、新たにバリアフリーの整備が必要な箇所に対し、適切な対応を図る。

３、事業内容・実施時期

項目１、人的対応・心のバリアフリー

受付から職員による連続的な誘導の実施、継続的に実施

か、駒込地域活動センター、したまち隣接地域

１、施設の概要

施設名、駒込地域活動センター

事業主体、文京区

所在地、本駒込３の２２の４

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的なバリアフリー設備は整備されているが、使い勝手の悪い箇所も出てきている。抜本的な改善は大規模改修の時期となるが、当面は実施可能な対応を通じて利便性の改善を図る。

３、事業内容・実施時期

項目１、トイレ

一般トイレの洋式トイレへの改修、２箇所、中期に実施

段差の解消、２箇所、中期に実施

項目２、人的対応・心のバリアフリー

職員による案内やサポートの一層の充実、継続的に実施

き、千駄木交流館

１、施設概要

施設名、千駄木交流館

事業主体、文京区

所在地、千駄木３の４２の２０

建築年、昭和５５年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

昭和５５年の建物で使い勝手の悪い箇所も出てきている。抜本的な改善は大規模改修の時期となるが、当面は実施可能な対応を通じて利便性の改善を図る。

３、事業内容・実施時期

項目１、出入口・敷地内通路

段差の解消、３箇所、中期に実施

項目２、トイレ

一般トイレの洋式トイレへの改修、４箇所、中期に実施

項目３、人的対応・心のバリアフリー

職員による案内やサポートの一層の充実、継続的に実施

く、根津総合センター、（根津交流館・根津児童館）、したまち隣接地域

１、施設の概要

施設名、根津総合センター、（根津交流館・根津児童館）

事業主体、文京区

所在地、根津１の１４の３

建築年、昭和６２年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

古い基準による整備であり、老朽化とともに使い勝手の悪い個所も出ている。抜本的な改善は大規模改修の時期に検討する。

３、事業内容・実施時期

項目１、トイレ

根津交流館、一般トイレの洋式トイレへの改修、１箇所、中期に実施

項目２、人的対応・心のバリアフリー

根津児童館、自転車での来館禁止の周知徹底等による通路幅員の確保、継続的に実施

職員による案内やサポートの一層の充実、継続的に実施

け、湯島総合センター、（湯島図書館・湯島児童館・文京福祉センター湯島・湯島第二会館）、都心地域

１、施設の概要

施設名、湯島総合センター、（湯島図書館・湯島児童館・文京福祉センター湯島・湯島第二会館）

事業主体、文京区

所在地、本郷３の１０の１８

建築年、昭和５５年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

バリアフリーの整備が不じゅぶんであり、施設内の段差解消、和式トイレ（男性）の洋式化、手すり・スロープの設置等が課題となっている。抜本的な改善は大規模改修時となるが、当面の間、バリアフリーの整備が必要な箇所に対し、実施可能な対応を通じて利便性の向上を図る。

トイレについてはセンターの各階で和式トイレが残存しており、全館共通の課題となっている。

別途、案内の点字表示や３階出入口付近への手すりの設置を短期的に実施予定。

３、事業内容・実施時期

項目１、出入口・敷地内通路

道路から出入口の位置がわかるような案内表示・音声案内の設置、必要箇所、改築・改修の必要性を含め検討する中で対応する。

歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置、必要箇所、改築・改修の必要性を含め検討する中で対応する。

項目２、建物内通路

連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置及び職員による案内の実施、必要箇所、改築・改修の必要性を含め検討する中で対応する。

項目３、上下移動

階段部手すりの安全な処理、必要箇所、改築・改修の必要性を含め検討する中で対応する。

項目４、トイレ

多機能トイレ・一般トイレ設備のバリアフリー化、必要箇所、改築・改修の必要性を含め検討する中で対応する。

項目５、案内設備

バリアフリー設備等の情報がわかる案内図の設置、必要箇所、改築・改修の必要性を含め検討する中で対応する。

こ、勤労福祉会館、（本郷福祉センター（若駒の里）・本駒込図書館）、したまち隣接地域

１、施設の概要

施設名、勤労福祉会館、（本郷福祉センター（若駒の里）・本駒込図書館）

事業主体、文京区

所在地、本駒込４の３５の１５

建築年、昭和４６年（勤労福祉会館）、平成１６年（若駒の里）、昭和４９年（本駒込図書館）

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

本郷福祉センター（若駒の里）設置に伴い多機能トイレやエレベーター等が新設され、基本的なバリアフリー化は実施されている。抜本的な改善は大規模改修の時期となるが、職員による実施可能な対応を通じて利便性の改善を図る。

３、事業内容・実施時期

項目１、案内設備

バリアフリー設備や非常時の経路等情報がわかる案内図などの設置、必要箇所、短期に実施

項目２、人的対応・心のバリアフリー

職員による案内やサポートの充実、継続的に実施

利用者への適切な対応について職員の教育を実施、継続的に実施

福祉施設

あ、文京湯島こうれいしゃ在宅サービスセンター・アカデミー湯島、都心地域

１、施設の概要

施設名、文京湯島こうれいしゃ在宅サービスセンター・アカデミー湯島

事業主体、文京区、社会福祉法人、芙蓉会

所在地、湯島２の２８の１４

建築年、平成２年、平成２年４月開設、（文京湯島こうれいしゃ在宅サービスセンター）

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

文京湯島こうれいしゃ在宅サービスセンター

本施設の主な利用者であるこうれいしゃに配慮した必要なバリアフリー設備は整備している。さらに利用者の利便性を向上するため、対応可能な施設改善を適宜図り、併せて適切な接遇に繋がる職員の意識を醸成していく。

３、事業内容・実施時期

項目１、人的対応・心のバリアフリー

職員によるサポートや案内等の充実、継続的に実施

多様な利用者への適切な対応について職員の教育の実施、継続的に実施

い、文京向丘こうれいしゃ在宅サービスセンター、したまち隣接地域

１、施設の概要

施設名、文京向丘こうれいしゃ在宅サービスセンター

事業主体、社会福祉法人、福音会

所在地、向丘２の２２の９

建築年、平成７年、平成７年４月開設

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

本施設の主な利用者であるこうれいしゃに配慮した必要なバリアフリー設備は整備している。さらに利用者の利便性を向上するため、対応可能な施設改善を適宜図り、併せて適切な接遇に繋がる職員の意識を醸成していく。

３、事業内容・実施時期

項目１、人的対応・心のバリアフリー

コミュニケーション支援ボードや筆談用具を設け、設置を示す案内を表示、継続的に実施

う、文京千駄木こうれいしゃ在宅サービスセンター・こうれいしゃあんしん相談センター駒込・文京千駄木の郷、したまち隣接地域

１、施設の概要

施設名、文京千駄木こうれいしゃ在宅サービスセンター・こうれいしゃあんしん相談センター駒込・文京千駄木の郷

事業主体、文京区、社会福祉法人、桜栄会

所在地、千駄木５の１９の２

建築年、平成１３年、（文京千駄木こうれいしゃ在宅サービスセンター・文京千駄木の郷）、平成１８年開設（こうれいしゃあんしん相談センター駒込）

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

本施設の主な利用者であるこうれいしゃに配慮した必要なバリアフリー設備は整備している。今後も意見等があった場合はソフト・ハード面において検討をおこなっていく。あわせて適切な接遇に繋がる職員の意識を醸成していく。

３、事業内容・実施時期

項目１、人的対応・心のバリアフリー

受付から職員による連続的な誘導への配慮、継続的に実施

え、こうれいしゃあんしん相談センター本富士・龍岡介護老人保健施設、したまち隣接地域

１、施設の概要

施設名、こうれいしゃあんしん相談センター本富士・龍岡介護老人保健施設

事業主体、文京区

所在地、湯島４の９の８

建築年、平成８年、平成１８年開設、（こうれいしゃあんしん相談センター本富士）

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

本施設の主な利用者であるこうれいしゃに配慮した必要なバリアフリー設備は整備している。今後も意見等があった場合はソフト・ハード面において検討をおこなっていく。あわせて適切な接遇に繋がる職員の意識を醸成していく。

龍岡介護老人保健施設、基本的なバリアフリー設備は整備されている。

３、事業内容・実施時期

項目１、人的対応・心のバリアフリー

職員によるサポートや案内等の充実、継続的に実施

多様な利用者への適切な対応について職員の教育の実施、継続的に実施

お、こうれいしゃあんしん相談センター本富士分室、都心地域

１、施設の概要

施設名、こうれいしゃあんしん相談センター本富士分室

事業主体、文京区

所在地、本郷２の２１の３

建築年、平成２６年開設

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

本施設の主な利用者であるこうれいしゃに配慮した必要なバリアフリー設備は整備している。さらに利用者の利便性を向上するため、対応可能な施設改善を適宜図り、併せて適切な接遇に繋がる職員の意識を醸成していく。

３、事業内容・実施時期

項目１、人的対応・心のバリアフリー

多様な利用者への適切な対応について職員の教育の実施、継続的に実施

か、ゆしまの郷、都心地域

１、施設の概要

施設名、ゆしまの郷

事業主体、社会福祉法人、東六会

所在地、湯島３の２９の１０

建築年、平成１６年、平成１６年１０月開設

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

本施設の主な利用者であるこうれいしゃに配慮した必要なバリアフリー設備は整備している。今後も意見等があった場合はソフト・ハード面において検討をおこなっていく。あわせて適切な接遇に繋がる職員の意識を醸成していく。

３、事業内容・実施時期

項目１、人的対応・心のバリアフリー

多様な利用者への適切な対応について職員の教育の実施、継続的に実施

き、しおみ児童館、したまち隣接地域

１、施設の概要

施設名、しおみ児童館

事業主体、文京区

所在地、千駄木２の２７の８

建築年：昭和４３年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

老朽化とともに使い勝手の悪い箇所も出てきている。抜本的な改善は大規模改修の時期に検討する。

３、事業内容・実施時期

項目１、人的対応・心のバリアフリー

職員による案内やサポートの一層の充実、継続的に実施

利用者への適切な対応について、職員教育の一層の充実、継続的に実施

く、本駒込児童館、したまち隣接地域

１、施設の概要

施設名、本駒込児童館

事業主体、文京区

所在地、本駒込５の６３の２

建築年、昭和４６年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

老朽化とともに使い勝手の悪い箇所も出てきている。抜本的な改善は大規模改修の時期に検討する。

３、事業内容・実施時期

項目１、人的対応・心のバリアフリー

職員による案内やサポートの一層の充実、継続的に実施

利用者への適切な対応について、職員教育の一層の充実、継続的に実施

け、本駒込南児童館、したまち隣接地域

１、施設の概要

施設名、本駒込南児童館

事業主体、文京区

所在地、本駒込３の１１の１４

建築年、昭和４６年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

老朽化とともに使い勝手の悪い箇所も出てきている。抜本的な改善は大規模改修の時期に検討する。

３、事業内容・実施時期

項目１、人的対応・心のバリアフリー

職員による案内やサポートの一層の充実、継続的に実施

利用者への適切な対応について、職員教育の一層の充実、継続的に実施

こ、柳町児童館、都心地域

１、施設の概要

施設名、柳町児童館

事業主体、文京区

所在地、小石川１の２３の９

建築年、昭和４８年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

老朽化とともに使い勝手の悪い箇所も出てきている。柳町小学校・柳町こどもの森等の改築にあわせて検討する。

３、事業内容・実施時期

項目１、人的対応・心のバリアフリー

職員による案内やサポートの一層の充実、継続的に実施

利用者への適切な対応について、職員教育の一層の充実、継続的に実施

さ、子育てひろば汐見

１、施設の概要

施設名、子育てひろば汐見

事業主体、文京区

所在地、千駄木２の１９の２３

建築年、昭和６０年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

施設全体のバリアフリーに対する抜本的な改善は大規模改修時となるが、当面の間、実施可能な対応を通じて利便性の向上を図る。

３、事業内容・実施時期

項目１、人的対応・心のバリアフリー

職員による案内やサポートの一層の充実、継続的に実施

保健施設・病院

あ、保健サービスセンター本郷支所、したまち隣接地域

１、施設の概要

施設名、保健サービスセンター　本郷支所

事業主体、文京区

所在地、千駄木５の２０の１８

建築年、昭和５０年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

施設全体のバリアフリーに対する抜本的な改善は、併設された特別養護老人ホームを含めて総合的に改修等を行う際に検討する。それまでの間、職員による実施可能な対応を通じて利便性の改善を図る。

３、事業内容・実施時期

項目１、人的対応・心のバリアフリー

職員によるサポートや案内等の充実、継続的に実施

い、日本医科大学付属病院、したまち隣接地域

１、施設の概要

施設名、日本医科大学付属病院

事業主体、日本医科大学付属病院

所在地、千駄木１の１の５

建築年、昭和４３年、平成２６年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

古い建物と新しい建物があり、バリアフリー設備が整っている箇所と使い勝手が悪い箇所が混在している。新病院建築中であり、完成後はバリアフリー設備の大幅な改善が図られる。

３、事業内容・実施時期

項目１、出入口・敷地内通路

歩道上から案内施設までのスロープの設置、及び視覚障害者誘導用ブロックの設置、１メートル、短期に実施

項目２、建物内通路

段差へのスロープの設置、１箇所、短期に実施

項目３、上下移動

車いす使用者に配慮したエレベーターの設置、１箇所、短期に実施

階段の両側への手すりの設置、及び段鼻の色の強調、３箇所、短期に実施

項目４、トイレ

多様な利用者に配慮した多機能トイレの設置、１５箇所、短期に実施

一般トイレの広めの個室ブースの設置、２箇所、短期に実施

項目５、駐輪場・駐車場

基準適合した障害者用駐車施設の設置、２箇所、短期に実施

項目６、案内設備

建物入口にバリアフリー施設の位置がわかる視覚障害者用案内板の設置、１箇所、短期に実施

項目７、その他の設備

授乳室の設置、２箇所、短期に実施

ベンチの設置、必要箇所、短期に実施

項目８、人的対応・心のバリアフリー

案内やサポート等の人的対応の充実、継続的に実施

う、東都文京病院、都心地域

１、施設の概要

施設名、東都文京病院

事業主体、医療法人社団　大坪会

所在地、湯島３の５の７

建築年、昭和３５年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

現在、建物の老朽化・耐震化の対策として建て替えを検討している。建て替え後はバリアフリー設備の充実化が図られる。

３、事業内容・実施時期

項目１、全体

建て替えによる建物全体のバリアフリー化、長期に実施

項目２、上下移動

車いすの方に配慮したエレベーターホールの鏡の設置、２箇所、継続的に実施

項目３、トイレ

多目的トイレの設置、５箇所、継続的に実施

項目４、人的対応・心のバリアフリー

案内やサポート等の人的対応の充実、継続的に実施

え、東京大学医学部附属病院、したまち隣接地域

１、施設の概要

施設名、東京大学医学部附属病院

事業主体、東京大学医学部附属病院

所在地、本郷７の３の１

建築年、中央診療棟１は昭和６２年、中央診療棟２は平成１８年、外来診療棟は平成５年、入院棟Ａは平成１２年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的なバリアフリー設備は整備されているが、建物の老朽化による使用上の不都合が生じる場合もある。部分的対応を随時実施するとともに、大規模改修にあわせた整備を実施予定。

３、事業内容・実施時期

項目１、建物内通路

物品管理の徹底による通路幅の確保、継続的に実施

項目２、上下移動

エレベーターへの聴覚障害者対応設備導入、必要箇所、長期に実施

項目３、トイレ

大規模改修にあわせたトイレ設備の改善、必要箇所、長期に実施

項目４、駐車場

出入口付近への障害者用駐車場の設置、必要箇所、長期に実施

項目５、案内設備

案内設備の統一的な改善検討、必要箇所、長期に実施

項目６、人的対応・心のバリアフリー

ボランティアの活用を含めた障害者等への人的対応の充実、継続的に実施

お、東京医科歯科大学医学部附属病院、都心地域

１、施設の概要

施設名、東京医科歯科大学医学部附属病院

事業主体、国立大学法人、東京医科歯科大学

所在地、湯島１の５の４５

建築年、平成３年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的なバリアフリー設備は整備されている。病院再整備の大規模改修時にさらなる改善を検討する。

３、事業内容・実施時期

項目１、出入口・敷地内通路

階段部のクネット手すりの改良、１箇所、中期に実施

視覚障害者誘導用ブロックの適切な維持管理、継続的に実施

項目２、全体

大規模改修に合わせた施設のバリアフリー化、視覚障害者誘導用ブロック、建物内通路手すり、トイレ、案内設備など、長期に実施

か、順天堂大学医学部附属順天堂医院

１、施設の概要

施設名、順天堂大学医学部附属順天堂医院

事業主体、順天堂大学医学部附属順天堂医院

所在地、本郷３の１の１

建築年、１号館（平成7年）、４号館（昭和63年）、Ｂ棟（平成26年）、Ｃ棟（平成28年）、Ｄ棟（平成26年）、歩道橋（平成28年）

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

病院の主要建物の建て替えが完了し、各建物が上空通路及び地下通路でつながったことにより院内の動線はバリアフリー化が大きく進展した。公道からのアクセスについてもスロープの設置、歩道橋エレベーターの整備により改善されている。

３、事業内容・実施時期

項目１、出入口・敷地内通路

歩道上空地（一部は公開空地）による敷地周辺歩道の拡幅、５箇所、短期に実施

外堀通り沿いに緑地帯を整備（Ｂ棟から大学10号館までの敷地周辺歩道）、１箇所、短期に実施

項目２、上下移動

エレベーターへの視聴覚障害者対応設備の設置、必要箇所、中期、長期に実施

1号館エスカレーターの速度を遅くするための架け替え、２箇所、中期に実施

1号館エスカレーターに注意喚起のためのベルトサイン（英語表記含む）の取付け、２箇所、短期に実施

項目３、トイレ

1号館外来トイレの改修、（可能な限り広めのブースに改修）、１０箇所、中期、長期に実施

多機能トイレの扉を自動ドア化（Ｂ棟、Ｃ棟）、必要箇所、中期に実施

項目４、案内設備

歩道からのアプローチであるスロープや歩道橋エレベーターなど、バリアフリー経路の屋外案内サインの設置、２から３箇所、短期に実施

項目５、その他設備

利用者の安全確保のための監視カメラと緊急呼出設備の設置（屋上庭園）、１箇所、短期的に実施

文化・教養・教育施設

あ、文京区教育センター、したまち隣接地域

１、施設の概要

施設名、文京区教育センター

事業主体、文京区

所在地、湯島４の７の１０

建築年、平成２７年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

新基準による基本的なバリアフリー設備が整備されており、文京区の「障害者等の方々も利用しやすいように配慮されている」という指定も受けている。

３、事業内容・実施時期

項目１、出入口・敷地内通路

色や形に配慮した施設名表示の工夫、１箇所、短期に実施

い、東洋学園大学本郷キャンパス、したまち隣接地域

１、施設の概要

施設名、東洋学園大学　本郷キャンパス

事業主体、学校法人東洋学園

所在地、本郷１の２６の３

建築年、１号館は平成１９年、４号館は昭和60年、５号館は平成13年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

1号館は公開空地もあり、基本的なバリアフリー設備は整備されている。文京区より「妊産婦用避難所」に指定されている。当面は実施可能な改善を図る。

4・5号館は基本的なバリアフリー設備は整備されているが、古い基準による整備であり、老朽化とともに使い勝手の悪い箇所もある。当面は実施可能な改善を図る。

３、事業内容・実施時期

項目１、上下移動

４号館のエレベーターの車いす対応への改修、１箇所 、短期に実施

４号館のエレベーターに障害者が優先的に利用できるよう案内を表示、１箇所、短期に実施

項目２、トイレ

４号館の一般トイレの和式から洋式への改修、４箇所、短期に実施

項目３、その他設備

貸出用車いすの設置、必要箇所、短期に実施

項目４、人的対応・心のバリアフリー

職員による障害者等への積極的な声掛け、継続的に実施

う、史跡湯島聖堂、都心地域

１、施設の概要

施設名、史跡湯島聖堂

事業主体、公益財団法人しぶんかい

所在地、湯島１の４の２５

建築年、昭和１０年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

築８０年を経過して施設でバリアフリー対応はされていないので、当面は接遇のソフト面に注力する。ハード面は国有地なので関係当局と協議していく。

３、事業内容・実施時期

項目１、出入口

西門から大成殿前の段差解消。文化財のため改修は行わず、仮設スロープの設置で対応、１箇所、短期に実施

項目２、敷地内通路

会館内通路上の物品の除去による120cm以上のじゅぶんな幅員の確保、必要箇所、継続的に実施

項目３、案内設備

コミュニケーションボードや筆談具の設置、必要箇所、短期に実施

項目４、人的対応・心のバリアフリー

職員による案内・サポートを可能な限り実施。常駐4名、継続的に実施

え、日本サッカーミュージアム、都心地域

１、施設の概要

施設名、日本サッカーミュージアム

事業主体、公益財団法人、日本サッカー協会

所在地、本郷３の１０の１５

建築年、平成４年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

正面出入口が階段であり、車いす使用者用の出入口やエレベーターはオフィスと共用となっている。老朽化とともに不便な個所も見受けられる。抜本的な改善は大規模改修の時期となるが、現在のところ予定はない。

３、事業内容・実施時期

項目１、出入口

来館者専用のバリアフリー出入口の整備、１箇所、長期に実施

項目２、上下移動

来館者専用のエレベーターの整備、必要箇所、長期に実施

お、もりおうがい記念館、したまち隣接地域

１、施設の概要

施設名、もりおうがい記念館

事業主体、文京区

所在地、千駄木１の２３の４

建築年、平成２４年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的なバリアフリー設備は整備されている。人的な対応を通じて利便性の改善を図る。

３、事業内容・実施時期

項目１、出入口・敷地内通路

視覚障害者への出入口案内方法の検討 、１箇所、中期に実施

項目２、案内設備

敷地内での車いす使用者用駐車場への案内表示の設置、必要箇所、中期に実施

項目３、人的対応・心のバリアフリー

職員による案内・サポートの実施、継続的に実施

か、東京ドーム、都心地域

１、施設の概要

施設名、東京ドーム、野球殿堂博物館含む

事業主体、株式会社東京ドーム

所在地、後楽１の３の６１

建築年、東京ドームは昭和63年、第一プラザは平成２年、第二プラザは平成４年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的なバリアフリー化を図っているが、従前の基準等にもとづくもので、現在の視点からみればじゅぶんとはいえない点も見受けられる。大規模改修の時期に可能な対応を図っていくが、段階的に小規模改修を重ねており、その中で実施可能なものは、検討のうえ利便性改善に努める。

平成２８年７月１６日、東京ドーム前人工地盤とアトラクションズバイキングゾーン間に、バリアフリーエレベーターを設置。

平成２８年６月２８日、東京ドーム25ゲート横に多機能トイレを新設。

３、事業内容・実施時期

項目１、上下移動

屋外部の階段の段鼻の強調、８箇所、短期に実施

人工地盤への階段である後楽園駅前歩道橋階段部への点状の視覚障害者誘導用ブロックの設置、１箇所、短期に実施

項目２、案内設備

外国語対応やピクトグラムを使った屋外案内サインの整備、必要箇所、短期に実施

項目３、その他設備

イベント時等の視覚障害者誘導方策の検討、継続的に実施

車いす用観客席からの観覧しやすさの向上、必要箇所、短期に実施

車いす用観客席の増設、必要箇所、短期に実施

項目４、人的対応・心のバリアフリー

係員による案内やサポートの実施、継続的に実施

商業施設

あ、ラクーア、都心地域

１、施設の概要

施設名、ラクーア

事業主体、株式会社東京ドーム

所在地、後楽１の３の６１

建築年、平成１５年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的なバリアフリー化を図っていますが、当時の基準等にもとづくもので、現在の視点からみればじゅぶんとはいえない点も見受けられる。今後は、大規模改修の時期に可能な対応を図るが、個別対応可能なものは、検討の上順次利便性改善に努める。

３、事業内容・実施時期

項目１、出入口

後楽園駅側１階部分の通行しやすい扉への改善、１箇所、長期に実施

項目２、敷地内通路

敷地入口からバリアフリーエレベーターまでの視覚障害者誘導用ブロックの設置、１箇所、短期に実施

項目３、建物内通路

後楽園駅側バリアフリーエレベーター誘導路での目の細かいグレーチングへの更新、１箇所、短期に実施

項目４、上下移動

後楽園側バリアフリーエレベーターカゴ内のエレベーターへの点字表示、1箇所、短期に実施

項目５、トイレ

多機能トイレの自動扉化、1箇所、長期に実施

一般トイレ個室ブース内への低い位置の荷物かけの設置、必要箇所、短期に実施

項目６、案内設備

外国語対応やピクトグラム等を使った案内サインの整備、必要箇所、短期に実施

項目７、その他設備

バリアフリーへの配慮等についてテナント店長会における各店への告知、継続的に実施

宿泊施設

１、東京グリーンホテル後楽園、都心地域

１、施設の概要

施設名、東京グリーンホテル後楽園

事業主体、株式会社ユーエイチエム

所在地、後楽１の１の３

建築年、昭和５８年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

施設内及び客室内は車いす等での移動はできるが、パブリックトイレ及び客室内バスルームについては、車いすでの移動は困難である。今後、大規模改修時に解消予定。

３、事業内容・実施時期

項目１、トイレ

多機能トイレの設置、必要箇所、中期に実施

オストメイト対応設備の設置、必要箇所、中期に実施

項目２、その他設備

貸出用車いす等の設置及び案内の表示、必要箇所、短期に実施

い、東京ドームホテル、都心地域

１、施設の概要

施設名、東京ドームホテル

事業主体、株式会社東京ドーム

所在地、後楽１の３の６１

建築年、平成１２年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

基本的なバリアフリー化を図っているが、当時の基準等にもとづくもので、現在の視点からみればじゅぶんとはいえない点も見受けられる。大規模改修の時期に可能な対応を図っていくが、個別対応可能なものは、検討の上、順次利便性の改善に努める。

３、事業内容・実施時期

項目１、案内設備

ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示の設置、必要箇所、長期に実施

項目２、その他設備

アクセシブルルームの増設、必要箇所、長期に実施

項目３、人的対応・心のバリアフリー

従業員によるサポートや案内等の実施、継続的に実施

う、お茶の水セントヒルズホテル、都心地域

１、施設の概要

施設名、お茶の水セントヒルズホテル

事業主体、株式会社セントヒルズ

所在地、湯島２の１の１

建築年、平成９年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

建築時の法的なバリアフリー設備はクリアしているが、古い基準による設備であり、現在の基準に合っていない部分が出てきている。当面は実施可能な部分から改善を図る。

３、事業内容・実施時期

項目１、出入口・敷地内通路

外階段への手すりの設置、１箇所、短期に実施

項目２、上下移動

点字表示・音声案内・開延長ボタン・足元まで見える鏡の設置等のエレベーターのバリアフリー化、２箇所、中期に実施

項目３、トイレ

障害者用トイレの自動点灯と非常呼び出しボタン設置、１箇所、短期に実施

片引き戸での対応の検討など、障害者用トイレの扉の改良、１箇所、短期に実施

項目４、その他設備

バリアフリールームの非常呼び出しボタン設置、１箇所、短期に実施

項目５、その他

専門家や当事者意見を踏まえたバリアフリールーム等の改善、必要箇所、短期に実施

２の６、都市公園特定事業

あ、小石川後楽園、都心地域

１、施設の概要

施設名、小石川後楽園

事業主体、東京都　建設局　東部公園緑地事務所

所在地、後楽１の６の６

開設年、昭和１３年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

小石川後楽園は文化財保護法により、文化財としての管理が求められている施設であるため、基本的には現状を維持管理し、施設の大幅な改修は認められていない。一方で、社会的な要請としてバリアフリーの推進も求められているため、ソフト事業を中心としながら関係各所に働きかけ、可能な範囲でハード面についてもバリアフリー化を推進していく。

３、事業内容・実施時期

項目１、園路

工事等の仮園路におけるバリアフリーへの配慮、必要箇所、随時実施

項目２、トイレ

涵徳亭内トイレの改修、1箇所、長期に実施

項目３、休憩施設

状況に応じたベンチの配置、必要箇所、継続的に実施

バリアフリーに配慮した水飲みへの改修、1箇所、長期に実施

項目４、案内設備

受付・トイレ案内等、こうれいしゃ、障害者等に配慮した園内案内の改善、必要箇所、中期に実施

トイレへの音声案内設置、1箇所、長期に実施

耳マークの表示、1箇所、短期に実施

項目５、人的対応・心のバリアフリー

パンフレットやWEBページ等によるこうれいしゃ・障害者に配慮した案内やソフト対策の充実、継続的に実施

バギータイプの砂利道用車いすの増設検討、必要に応じ検討

項目６、その他設備

建物内部の涵徳亭入口スロープへの柵の設置、1箇所、長期に実施

２の７、交通安全特定事業

あ、全域、都心地域・したまち隣接地域共通

１、概要

事業主体、東京都公安委員会

所在地、都心地域・したまち隣接地域内

２、現状と移動等円滑化の今後の方針

音響式や経過時間表示式信号機、エスコートゾーンの設置等のバリアフリー化を順次進めている。今後も生活関連経路の主要な交差点を中心に対策を行うとともに、必要な交通安全対策を実施する。

３、事業内容・実施時期

項目１、信号機等

音響式や経過時間表示式などバリアフリー対応型信号機の整備、必要箇所、順次実施

エスコートゾーンの整備、必要箇所、必要に応じ実施

標識、標示の高輝度化や信号機のＬＥＤ化、必要箇所、順次実施

項目２、違法駐車防止のための事業

違法駐車車両の指導取締り等、必要箇所、継続的に実施

２の８、その他の事業

重点整備地区内における生活関連施設・生活関連経路以外のバリアフリーに関連する事業について、その他の事業として位置づけ、一体的な推進を図ります。

あ、中央大学後楽園キャンパス、都心地域

１、施設の概要

施設名、中央大学後楽園キャンパス

事業主体、学校法人中央大学

所在地、かすが１の１３の２７

建築年、1号館は昭和３８年、２号館は平成２３年、３号館は平成１４年、４号館は昭和５２年、５、６、８号館は昭和５５年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

昭和の竣工建物は改修をして対応しているが完全ではない。今後再開発を考えており、昭和に建築された建物は随時建て替えによりバリアフリー整備をしていく。

３、事業内容・実施時期

項目１、全体

バリアフリーに配慮した校舎への建て替え、長期に実施

い、後楽公園、都心地域

１、施設の概要

施設名、後楽公園

事業主体、文京区

所在地、後楽１の６

開設年、昭和５３年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成１８年にはバリアフリー工事をおこなっており、スロープやだれでもトイレも整備している。今後は区民意見を踏まえたさらなる利便性の向上を検討していく。

３、事業内容・実施時期

項目１、出入口

歩道から出入口、主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの敷設、必要箇所、短期に実施

項目２、園路

小石川後楽園方面への車いす使用者に配慮した園路の舗装や案内表示、１箇所、短期に実施

項目３、トイレ

多機能トイレ内のボタンの表示方法の改善及びボタン位置の変更、1箇所、長期に実施

多機能トイレへの子ども用便座の設置、1箇所、短期に実施

項目４、休憩施設

夏季における日影の確保及びベンチの設置、必要箇所、中期に実施

項目５、案内設備

出入口付近に小石川後楽園への案内の設置、1箇所、短期に実施

視覚障害者に対応したトイレ案内の設置、必要箇所、中期に実施

う、れきせん公園、都心地域

１、施設の概要

施設名、れきせん公園

事業主体、文京区

所在地、かすが1の１５

開設年、昭和３９年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成１７年にはバリアフリー工事を行い、階段にスロープを設置した。また、平成２０年にはトイレ改修工事を行い、だれでもトイレを設置している。今後は区民意見を踏まえたさらなる利便性の向上を検討していく。

３、事業内容・実施時期

項目１、出入口

幅員の確保・勾配改善など車いす使用者やベビーカー利用者等に配慮したスロープの整備、1 箇所、長期に実施

項目２、上下移動

階段の始終端部への視覚障害者誘導用ブロックの設置、２箇所、短期に実施

項目３、園路

トイレ前の勾配の改善、1箇所、短期に実施

視覚障害者の動線を踏まえた連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置、必要箇所、短期に実施

項目４、案内設備

大きくわかりやすい案内表示の設置、1箇所、短期に実施

え、須藤公園、したまち隣接地域

１、施設の概要

施設名、須藤公園

事業主体、文京区

所在地、千駄木３の４

建築年、昭和９年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

高低差のある地形が特徴的な公園となっており、古木も多く、住宅街の中に位置している。平成２９年度の工事で、視覚障害者誘導用ブロックの設置や園路の整備、トイレの改修等、より多くの人が快適に利用できる公園再整備を行う。

３、事業内容・実施時期

項目１、出入口

段差や勾配の解消、幅員の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、出入口の改修、1箇所、短期に実施

項目２、園路

じゅぶんな幅員の確保、必要箇所、短期に実施

項目３、トイレ

トイレの洋式化及びだれでもトイレの設置、1箇所、短期に実施

項目４、休憩施設

ベンチ等の設置、必要箇所、短期に実施

項目５、案内設備

大きく分かりやすい案内表示の設置、必要箇所、短期に実施

公衆便所

公衆便所全般における今後の方針

区内の公衆トイレ、公園トイレ等においては、今後バリアフリーを考慮した整備方針を策定し、だれでもトイレの設置等順次改修に取り組んでいく予定である。

お、御茶の水橋際公衆便所、都心地域

１、施設の概要

施設名、御茶の水橋際公衆便所

事業主体、文京区

所在地、湯島１の５の１４

建築年、昭和１２年

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成１６年に改築し、だれでもトイレを設置した。オストメイト等も設置しており、バリアフリー化が完了している。

３、事業内容・実施時期

項目１、トイレ

開閉しやすい扉への改善、1箇所、短期に実施

か、ふなかわらばし際公衆便所、都心地域

１、施設の概要

施設名、ふなかわらばし際公衆便所

事業主体、文京区

所在地、後楽２の１の７

建築年、昭和４５年、平成５年改築

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

平成５年に改築工事をおこなっている。現在は男子用小トイレと、男女トイレを兼用した身体障害者用トイレが併設された形態となっているが、平成29年度の工事で男子トイレ、女子トイレ、だれでもトイレをそれぞれ設置するとともに便器の洋式化も行い、トイレ環境の整備を行う予定である。

３、事業内容・実施時期

項目１、トイレ

トイレの洋式化及びだれでもトイレの設置、1箇所、短期に実施

き、こうらく橋際公衆便所、都心地域

１、施設の概要

施設名、こうらく橋際公衆便所

事業主体、文京区

所在地、後楽１の２の１２

建築年、昭和１４年（昭和５５年改築）

２、施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

昭和５５年に改築工事をおこなっている。現在は男子トイレと女子トイレが併設された形態となっているが、平成２９年度の工事で男子トイレ、女子トイレ、だれでもトイレをそれぞれ設置するとともに便器の洋式化も行い、トイレ環境の整備を行う予定である。

３、事業内容・実施時期

項目１、トイレ

トイレの洋式化及びだれでもトイレの設置、1箇所、短期に実施

第３章、特定事業の推進

文京区バリアフリー基本構想では、文京区バリアフリー基本構想推進協議会、以下、推進協議会、を通じて、地区別計画の策定、Plan、事業の実施、Do、評価、Check、改善、ActionのＰ、Ｄ、Ｃ、Ａサイクルに基づき、バリアフリー基本構想の段階的かつ継続的な発展、スパイラルアップ、を推進することとしています。

今後、地区別計画に基づく事業の進捗状況について関係する事業者に毎年度照会をおこなって推進協議会で確認します。また、現時点では特定事業等として設定しなかった課題についても、事業実施の目途がついた時点で随時特定事業への位置づけを行い、以降の進捗管理をおこなっていきます。

事業実施に際しては、必要に応じて計画・設計・施工段階への区民参加などの支援を行い、より充実した事業内容となるよう働きかけをおこなっていきます。

平成３２年度には中間評価として多様な区民参加のもと事業実施後の確認やさらなる改善の提案等を行います。そして、目標年次の平成３７年度以降は、バリアフリー基本構想の評価や改定の必要性について検討します。

また、ソフト施策等の推進の一環として、推進協議会の場を活用しながら心のバリアフリーに関する研修会等の取組を継続的に展開するなど、より多くの区民のかたが参加する機会を設けながら、心のバリアフリー等の普及・啓発を推進していきます。

以下、図、文京区バリアフリー基本構想におけるＰ、Ｄ、Ｃ、Ａ、サイクルのイメージを掲載

参考資料

参考１、文京区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

内容は省略します。

参考２、文京区バリアフリー基本構想推進協議会委員名簿

内容は省略します。

参考３、文京区バリアフリー基本構想推進協議会　幹事名簿

内容は省略します。

参考４、検討経緯

内容は省略します。

参考５、まち歩きワークショップの実施概要と主な意見

実施概要は省略します。

まち歩きワークショップでの主な意見

あ、鉄道駅

ベンチがたくさん設置されている。（千駄木駅）

多機能トイレはじゅぶんな広さであった。（千駄木駅）

案内表示が大きく、色分けされている、音声案内も充実している。（千駄木駅）

出入口の視覚障害者誘導用ブロックが複雑である。（水道橋駅）

視覚障害者誘導用ブロックの形状が統一されていない。（後楽園駅）

ホームドアが設置されていない。（千代田線各駅）

後楽園・かすが駅の出口（地下２階）からシビックセンターまでのバリアフリールートをわかりやすく案内してほしい。

い、道路

道路の色使いによって自動車のスピードが抑制されている。（コミュニティ道路）

歩車道の段差のUDブロックは視覚障害者にも車いす使用者にも使いやすい。（全般）

歩道の真ん中に電柱や街灯があり歩きづらい。（不忍通り、言問通り）

視覚障害者誘導用ブロックの規格が古く、敷きかたも適切でなかったり、老朽化して破損している箇所がある。（不忍通り、本郷通りほか）

歩道の勾配が大きく歩きにくい。（白山通り・千川通り）

バス停に屋根がついていない。（言問通り）

信号の青時間が短いところがある。（白山通り）

音響式信号機のボタンからの音量が小さく聞こえにくい。（白山通り・千川通り）

自転車と接触しそうで危険である。（複数道路）

多数の不法占用物件（看板、椅子、自転車の駐輪）がある。（複数道路）

エスコートゾーンを設置してほしい。（全般）

案内標識がもっとあった方が良い。（全般）

う、公共施設、窓口・集会施設

通路の両側手すりで切れ目がないので良い。（不忍通りふれあい館）

電光掲示板の番号が見やすく、音声案内もある。（戸籍住民課窓口）

出入口付近の自転車が通行の妨げになっている。（湯島総合センター、根津総合センター）

和式トイレは洋式にしてほしい。（湯島総合センター）

耳マークや筆談具を設置し、筆談対応をしてほしい。（全般）

正面出入口がわかるように音声標識があると良い。（全般）

え、保健施設・病院

親切に案内してくれる。（保健サービスセンター本郷支所）

出入口から総合案内所まで視覚障害者誘導用ブロックが設置されている。（駒込病院）

地下鉄出口から建物まで屋根が連続している。（東京医科歯科大学医学部附属病院）

床に矢印などの案内があるとわかりやすい。（駒込病院）

視覚障害者誘導用ブロックが壁や鉢植えに近すぎたり、古い規格で輝度比が確保されていないところがある。（東京医科歯科大学医学部附属病院）

お、文化・教養・教育施設

多機能トイレが広々としてきれいだった。（もりおうがい記念館、文京区教育センター）

人的対応があるのは良い。（東京ドームシティ総合案内所）

デザインを重視しすぎていて案内が見にくい。（もりおうがい記念館、文京区教育センター）

ガラス張りが多く、弱視等のかたにはわかりにくいので、テープ、シール等が目の高さに貼ってあると注意喚起になって良い。（文京区教育センター）

車いす用観客席は車いす目線だと前の座席の人の頭で視界が遮られる。（東京ドーム）

か、商業施設

主要な通路に段差がなく、歩きやすい。（ラクーア）

ドアが開き戸で開けにくいので自動ドアにしてほしい。（ラクーア）

店舗と通路の境界線に商品棚がはみ出しているところもあった。（ラクーア）

き、宿泊施設

子連れの客には別の受付が設置されていた。（東京ドームホテル）

バリアフリールームが１階にあるのはよい。（お茶の水セントヒルズホテル）

外階段に鉢植えを置きすぎていて体を支えられない。（お茶の水セントヒルズホテル）

く、公園・運動場

階段の前に視覚障害者誘導用ブロックがない。（れきせん公園）

出入口のスロープは利用者が多く、ベビーカー等がすれ違い可能な幅が必要である。（れきせん公園）

参考６、心のバリアフリーワークショップの実施概要と主な意見

１、開催日程

日時、平成２８年１１月１３日、日曜日、午前１０時から午後４時

会場、文京総合福祉センター

２、実施内容

文京総合福祉センター祭りで実施した「障害体験スタンプラリー」の一環として、文京区のバリアフリーについて区民のかたのご意見を伺いました。「心のバリアフリーの木をつくろう！」をテーマに、バリアフリー基本構想の展示についての意見や障害体験をして気づいたこと、心のバリアフリーについて感じたことを付箋に記入していただき、掲示しました。

また、文京区障害者基幹相談支援センターによる心のバリアフリーシンポジウムのなかで、バリアフリー基本構想の取組や、まちの身近なバリアフリーの工夫などを紹介しました。

障害体験をして気づいたことや心のバリアフリーについて感じたことを付箋に記入して掲示、（心のバリアフリーの木）

障害体験スタンプラリーでは、こうれいしゃや障害者（視覚障害、聴覚障害、車いす、統合失調症、AD、HD）の疑似体験を実施

シンポジウムではまちの身近なバリアフリーの工夫を紹介

３、主な意見

あ、全体

貴重な体験だった。電車内や施設で介助できるように心がけたい。

相手を思いやる気持ちが大切である。

いろいろ体験させていただいて障害を持っている方が大変だということがわかった。

い、こうれいしゃ体験

こうれいしゃ疑似体験では体が重く歩くのが怖かった。

こうれいしゃ疑似体験をしてこれからおじいちゃん、おばあちゃんを大事にしようと改めて思った。

う、視覚障害体験

自分が思っていたよりも目が見えないと不安で怖かった。

はくじょう体験は特に一人だと不安だと感じた。誰かが寄り添う、付き添うことが大切だと感じた。

スポーツセンター前ははくじょうの人も多いので、自転車の運転に気を付けようと思った。

え、車いす体験

車いす体験は体力もいり、思うような方向にいけなく大変だと思った。

お、統合失調症体験

総合失調症、(AD、HD)の人やその家族は大変だと思った。

参考７、移動等円滑化に関する事項

移動等円滑化に関する主な基準等

各施設のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進します。

以下、表、移動等円滑化に関する主な基準等を掲載

移動等円滑化に向けた配慮事項

バリアフリー基本構想では、区民意見をもとに、各事業者が移動等円滑化に向けて配慮すべき事項として以下を整理しています。

内容は省略します。

用語集

１、アクセス

目的の場所などを利用するために接近すること。

２、移動等円滑化

こうれいしゃ、障害者等の移動又は施設の利用にかかる身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。バリアフリー化と同義。

３、移動等円滑化基準

バリアフリー法施行に伴い主務政省令で定められた旅客施設、車両、道路、信号機、建築物、路外駐車場、都市公園などに関する基準。

４、移動等円滑化の促進に関する基本方針

バリアフリー法第３条第１項の規定に基づき、主務大臣が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。（平成２３年３月３１日改正）

５、エスコートゾーン

視覚障害者横断帯。横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内をまっすぐ進めるようにするもの。

６、オストメイト

人工肛門や人工膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部又は一部の摘出手術を受け、腹部に排泄するためのストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設し、排せつ、排尿に対応するためのストーマ装具を装着している。

７、オストメイト対応設備

トイレ等でオストメイトが排せつ物の処理やストーマ装具の交換・装着などをするための設備であり、汚物流し台やカウンター、荷物用フック、化粧鏡、着替え台などがある。

８、ガイドライン

国や自治体などが、関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したもの。

９、輝度

ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものである。

１０、グレーチング

鋼材を格子状に組んだ側溝の蓋。

１１、経過時間表示式信号機

信号交差点における横断歩行者の安全性を向上させるため、経過時間（待ち時間及び残り時間）を表示した信号機。

１２、建築物バリアフリー条例

（東京都）「こうれいしゃ、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（平成１５年施行、平成１８年改正）の通称。バリアフリー法第１４条第３項の規定により、都内の建築物に対しバリアフリー化の義務付け対象の拡大や整備基準の強化をおこなっている。

１３、交通政策基本法

平成２５年１２月４日公布、施行。交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体等の果たすべき役割などを定めている。

１４、合理的配慮

障害者が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、個別の状況に応じて行われる配慮。

１５、心のバリアフリー

齢者、障害者等に対する無理解や誤解を取り除き、相手の気持ちになって考え、支え合っていくこと。また、こうれいしゃ、障害者等の施設の利用等を妨げないことや移動及び施設利用を手助けすること等の支援により、円滑な移動及び施設利用に積極的に協力すること。

１６、コミュニケーション支援ボード

障害者や外国人などのコミュニケーションをとりにくいかたが、自分の意志を相手に伝えるために利用する絵や図記号が示されたボード。

１７、コミュニティ道路

人と車の調和を図り、歩行者等が安全かつ安心して利用できる道路。車道を蛇行させる、ジグザグにする、車道面を隆起させたハンプを設置するなど、心理的、物理的に車の速度が低下するように設計されている。

１８、コミュニティバス

従来の路線バスによるサービスを補う公共交通サービスとして、自治体が関与して運行する乗合バス。生活道路など狭い道を運行するため、小型バスが使用されることが多い。

１９、サイン

道路や鉄道駅、建築物などに設置される誘導表示や案内図。

２０、市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、建築物と公共施設とを一体的に整備することにより、木造住宅の密集地域や住宅、店舗及び工揚などが混在し、防災面や居住環境面で課題を抱える市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする事業。

２１、視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもったブロック。

２２、設設置管理者

公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等のこと。

２３、自転車走行空間整備

自転車が安全に走行できる空間を道路上に整備（自転車道、自転車専用通行帯、路肩のカラー化や路面標示、交通規制など）すること。

２４、社会的障壁

障害者にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害のあるかたの存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障害のあるかたへの偏見など）その他一切のもの。

２５、重点整備地区

バリアフリー法に基づく基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として区市町村が定めるもの。

２６、障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成２５年６月制定、平成２８年４月１日施行）の略称。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定され、差別の禁止と合理的配慮などを位置づけた。

２７、触知（案内）図

視覚障害者が触覚により空間認識を行うための地図。道路や建物などの地物を凹凸のある線や網目模様で、注記を点字で表現したもの。

２８、スパイラルアップ

計画、Plan、実施、Do、評価、Check、改善、ActionのＰ、Ｄ、Ｃ、Ａ、サイクルに基づき取組を進めながら理想に向かっていくプロセス。「継続的に改善すること」として用いられる。

２９、生活関連経路

生活関連施設相互間の経路。

３０、生活関連施設

こうれいしゃ、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。

３１、バスの正着

バスが停留所との隙間を空けずに停車すること。

３２、多機能トイレ

車いす使用者が使用できる広い空間が確保され、さらに足の不自由な人、乳幼児同伴者、オストメイト等の多様な利用者に対応した設備を設けたトイレ。

３３、だんばな

階段のふみづらの先端部。

３４、東京都福祉のまちづくり条例

平成２１年３月改正。ユニバーサルデザインを基本理念とし、こうれいしゃや障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めることを目的とする。施行規則において、対象となる施設や整備基準を定めている。

３５、特定公園施設

都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場、屋根付広場、休憩場、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識などがある。

３６、特定事業

バリアフリー法に基づく基本構想に記載される事業、（バリアフリー化に関する事業）で、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。

３７、特定事業計画

バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業に関し、関係する施設設置管理者等が作成する計画。公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、路外駐車場特定事業計画、都市公園特定事業計画、建築物特定事業計画、交通安全特定事業計画がある。

３８、特定車両

軌道経営者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。

３９、特定路外駐車場

道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの。

４０、ニーリング

バスのエアサスペンションの空気を抜いて車体を傾け、乗り降りをしやすくする機能。

４１、ノンステップバス

乗降部に階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。車いす使用者の乗降の際はスロープ板などを出す。ノンステップバスにおける乗降口床面の高さは270mm以下とされている、（公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン）。

４２、ハード・ソフト

ハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。

ソフトとは人、システム、制度などに主に運用に関するもの。

４３、バリアフリー

障害者などが社会生活をしていく上で障壁、（バリア）となるものを除去すること。ここでいうバリアには、物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、すべての障壁を含む。

４４、バリアフリー基本構想

バリアフリー法に基づき、区市町村が、当該区市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、こうれいしゃ、障害者等が利用する施設が集まった地区、（重点整備地区）について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関して定める構想。

４５、バリアフリー法

こうれいしゃ、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成１８年１２月２０日施行。

４６、バリアフリールート

障害者などが円滑に移動できる経路。じゅぶんな有効幅員の確保や、段差・高低差の解消が図られていることが必要となる。

４７、Ｐ、Ｄ、Ｃ、Ａ、サイクル

スパイラルアップの項を参照。

４８、ピクトグラム

「絵文字」、「絵単語」などで、何らかの情報や注意を示すために用いられる視覚記号、（サイン）の一つ。

４９、福祉タクシー

道路運送法第３条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のこと。

５０、文京区基本構想

区の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本区行政の最も上位に位置する総合計画。平成２２年６月に「文京区基本構想（歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」）」が策定された。

５１、文京区都市マスタープラン

都市計画法に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として平成８年に策定し、平成２２年度に改定した。文京区に住み、働く人がまちに魅力を感じ、誇ることができ、そして区外から訪れたいと思ってもらえるようなまちづくりのビジョンを示したもの。

５２、ホームドア・可動式ホーム柵

駅のホームで線路に面する部分に設置された可動式の開口部を持った仕切り。ホーム上の利用者への安全対策の一つで、線路内への転落事故や列車との接触事故を未然に防ぐ。可動式ホーム柵は高さが床面から腰高程度のタイプ。

５３、ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考えかたに立って、快適な環境とするようデザインすること。

５４、路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のこと。

５５、ワークショップ

一方的な情報提供でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で問題解決や創造を行う場、又はその活動手法のこと。

以下、奥付

文京区バリアフリー基本構想、重点整備地区別計画、都心地域、したまち隣接地域

平成２９年、３月、策定

発行、文京区

編集、都市計画部、都市計画課

郵便番号、１、１、２の８、５、５、５

東京都、文京区、かすが一丁目、１６番、２１号

電話番号、０、３の３、８、１、２の７、１、１、１、（代表）

地図の作成にあたっては東京都縮尺２５００分の１地形図、（平成２３年度版）を使用した。

（承認番号、MMT利許第２、３、０、８、１号の３、１）、無断複製を禁ずる。

再生紙を使用しています。

印刷物番号、Ｇ、０、２、１、６、０、１、４

頒布価格、１０８０円

以上